

現行法において親告罪とされている罪名について

【刑法】

罪 名	罰 条	法 定 刑	備 考
信書開封	133	1年以下の懲役又は20万円以下の罰金	
秘密漏示	134	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	
強制わいせつ	176	6月以上10年以下の懲役	* 二人以上の者が現場において共同して犯したものを除く。
強姦	177	3年以上の有期懲役	
準強制わいせつ	178①	6月以上10年以下の懲役	* 二人以上の者が現場において共同して犯したものを除く。
準強姦	178②	3年以上の有期懲役	
過失傷害	209①	30万円以下の罰金又は科料	
未成年者略取及び誘拐	224	3月以上7年以下の懲役	* 営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除く。
営利目的等略取及び誘拐	225	1年以上10年以下の懲役	* 略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。
被略取者引渡し等	227①③	3月以上5年以下の懲役 (①) 6月以上7年以下の懲役 (③)	* 被略取者引渡し等 (227①) については、第224条又は第225条の罪を幫助する目的で犯したものに限る。
名誉毀損	230	3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金	
侮辱	231	拘留又は科料	
窃盗、不動産侵奪、詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、横領、業務上横領、遺失物等横領	235, 235の2, 246~249, 252~254	各罰条に定める法定刑	* 配偶者、直系血族又は同居の親族以外の親族との間で犯したものに限る。
私用文書等毀棄	259	5年以下の懲役	
器物損壊等	261	3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料	
信書隠匿	263	6月以下の懲役若しくは禁錮又は10万円以下の罰金若しくは科料	

【特別法】

類型① 秘密を漏らす罪

法律名 / 罪名	罰条	法定刑
臓器の移植に関する法律		
臓器あっせん機関職員による秘密漏示	23①3	50万円以下の罰金
司法書士法		
司法書士による秘密漏示	76①	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
精神保健福祉士法		
精神保健福祉士による秘密漏示	44①	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
特許法		
裁判所による秘密保持命令違反	200の2 ①	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

※ その他、以下の秘密を漏らす罪について同様。

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第183条第1項の罪、弁理士法第80条第1項の罪、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第107条第1項第2号及び第111条第4号の罪、種苗法第70条の罪、言語聴覚士法第50条第1項の罪、不正競争防止法第21条第1項及び第2項第6号の罪、救急救命士法第54条第1項の罪、外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律第25条第1項から第3項までの罪、社会福祉士及び介護福祉士法第50条第1項及び同法附則第28条第1項の罪、臨床工学技士法第47条第1項の罪、義肢装具士法第47条第1項の罪、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第67条第1項の罪、技術士法第59条第1項の罪、視能訓練士法第23条第1項の罪、柔道整復師法第29条第1項第2号の罪、社会保険労務士法第32条の2第1項第1号の罪、通関業法第41条第1項第3号の罪、理学療法士及び作業療法士法第21条第1項の罪、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第86条の3第1項各号の罪、実用新案法第60条の2第1項の罪、意匠法第73条の2第1項の罪、商標法第81条の2第1項の罪、臨床検査技師等に関する法律第23条第1項の罪、歯科技工士法第31条第1項の罪、宅地建物取引業法第83条第1項第3号の罪、行政書士法第22条第1項の罪、海事代理士法第29条第1項の罪、診療放射線技師法第35条第1項の罪、税理士法第59条第1項第3号の罪、司法書士法第76条第1項の罪、土地家屋調査士法第71条の2第1項の罪、公認会計士法第52条第1項の罪、保健師助産師看護師法第44条の3第1項の罪、歯科衛生士法第19条第1項の罪、昭和22年法律第54号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）第94条の3第1項の罪、児童福祉法第61条の2第1項の罪、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第13条の7第1項第3号の罪

類型② 財産権を侵害する罪

法律名 / 罪名	罰条	法定刑
漁業法		
漁業権等を侵害する罪	143①	20万円以下の罰金
半導体集積回路の回路配置に関する法律		
回路配置利用権等を侵害する罪	51①	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
著作権法		
著作権等を侵害する罪	119等	10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科等

類型③ その他

法律名 / 罪名	罰条	法定刑
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律		
第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定多数の者に提供する罪等	3①, ②, ③	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金等
ストーカー行為等の規制等に関する法律		
ストーカー行為をする罪	13①	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
放送法		
放送事業者が、真実でない事項の放送をした場合に訂正又は取消しの放送をしなければならない義務に違反する罪（親告罪であるのは私事に係るときに限る。）	186①	50万円以下の罰金

農業動産信用法		
抵当権者に損害を与える目的をもって抵当権の目的たる農業用動産を損傷するなどする罪	18, 19	1年以下の懲役又は千円以下の罰金
工場抵当法		
工場所有者が譲渡又は質入の目的をもって本法の規定により抵当権の目的となっている動産を第三者に引き渡す罪	49	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
道路交通事業抵当法		
一般旅客自動車運送事業者が、譲渡等の目的をもって、抵当権の目的となっている財産を第三者に引き渡す罪	21	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		
作物のある土地等の占有者の承諾を得ないで鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする罪	85①2	50万円以下の罰金
鉄道営業法		
有効の乗車券なくして乗車するなどする罪等	29等	2万円以下の罰金